

一般社団法人 福岡電業協会 賛助会員規程

(会 員)

賛助会員については、本協会の事業を賛助するため入会したメーカー又は代理店とする。

(入 会)

賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会基準運用則により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

1. 賛助会員は、定款により入会金を要しない。
2. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、これを除名する。

1. 定款その他の規則に違反したとき。
2. 当協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他の除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

前条の場合のほか、賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき。
2. 理事会で決議されたとき。
3. 当該賛助会員が死亡または解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

賛助会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する賛助会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(抛出金品の不返還)

退会し、又は除名された賛助会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(その他)

賛助会員は、協会又は会員に対し理事会が承認した以下の活動を行うことができるとともに、その他の優遇措置を受けられる。

「活 動」

1. 当協会が主催する講習会、講演会等の会場において、自社製品等の販売促進を目的としたピーアール活動ができる。
2. 各種講演会・行事等への参加。
3. 理事会が承認したその他の活動。

「優遇措置」

1. 当協会の発行する会報誌に広告を掲載する場合は、別途定める料金とする。
2. 理事会が承認したその他の優遇措置。

平成 22 年 7 月 13 日制定

一般社団法人 福岡電業協会 賛助会員入会基準運用則

当協会に入会を希望するメーカー又は代理店等は、当協会の定款及び諸規定等を十分に理解し、当協会運営に協力することはもちろん、次の条件を満足するものとする。

(会員の資格)

メーカー又は代理店等業務を主として、引き続き福岡県下において営業している者。

上記のメーカー又は代理店業務を主として営業する者とは、次の条項を具備すること。

1. 福岡県内においてメーカー又は代理店等として過去 3 ヶ年の営業実績があり、引き続きメーカー代理店等を営業する者で、電気工事業を主とする者は除く。
2. 全売上高に占めるメーカー又は代理店等業務の売上高が、原則として 50%以上とする。

(会 費)

年会費は 30,000円とする。

(会員の推薦)

入会を希望する者は、当協会加盟の役員会社 2 社の推薦を添えて申し込みをするものとする。

但し、推薦者は上記の「入会基準運用則」に適合するか否かを、責任をもって審査し、その結果を「総務委員会」に提案し推薦を得ることとする。

「理事会」は推薦のあった者について協議し、その結果を推薦者へ通知する。

(その他)

尚、本運用則は平成 22 年 7 月 13 日より施行する。

平成 22 年 7 月 13 日制定

会報誌の広告依頼対象者の選定基準

当協会の発行する会報誌に会員、賛助会員又は会員以外の者に対し広告を依頼する場合、あるいは広告依頼をされた場合の掲載選定基準は次のとおりとする。

(選定基準)

1. 会員又は賛助会員
2. 会員以外の者については原則として、当協会の事業を賛助するメーカー又は代理店とする。
3. 上記以外の者で「総務委員会」にて承認を受けた者。

(広告掲載料)

「会員外の料金」

A 4 サイズ	1 ページ	60,000 円
A 4 サイズ	1/2 ページ	30,000 円
A 4 サイズ	1/3 ページ	20,000 円
A 4 サイズ	1/4 ページ	10,000 円

「正会員・賛助会員料金」

A 4 サイズ	1 ページ	30,000 円
A 4 サイズ	1/2 ページ	15,000 円
A 4 サイズ	1/3 ページ	10,000 円
A 4 サイズ	1/4 ページ	5,000 円

平成 22 年 7 月 13 日制定